

おらほの



教室

町県民税の申告はお済みですか？

申告受付期間中に申告をしなかった人で、令和5年中に「給与・年金以外の収入があった人」「収入が全くなかった人」は、所得の情報を町で確認できないため、町県民税申告が必要になります。

町県民税の申告が必要な人（すでに町や税務署で申告をした人を除く。）

- 令和5年中にお勤め先で年末調整が終わっている人で、給与以外の収入があった人
- 令和5年中に公的年金受給者で、年金以外の収入があった人
- 令和5年中に収入が全くない人



※町で所得情報を確認できない人に対し、5月中に「**申告案内書**」を送付します。  
申告案内書が届いた人は、申告に必要な書類を準備の上、速やかに町県民税の申告を行いましょう。

申告に必要な書類

- 令和5年中に給与または年金以外の収入があった人  
→ 給与または年金の源泉徴収票とその他の収入が分かる書類
- 令和5年中に収入が全くない人  
→ 町から送付する「収入のない旨の届出書」

未申告のままだと

所得が確認できず適正な課税が行えません。  
また、各種手続に必要な課税（非課税）証明書や所得証明書が発行できないことや、国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料が軽減にならないことがあります。また、福祉サービスなどの利用額が高額に算定される場合があります。令和5年中の所得の申告がお済みでない人は、早めに申告手続きをしてください。

令和6年度  
町県民税課税証明書の  
発行開始日

令和6年度町県民税を給与からの特別徴収（給与から天引き）により納付される人 → **5月15日(水)**

令和6年度町県民税を普通徴収（納付書・口座振替）または年金からの特別徴収（年金から天引き）により納付される人 → **6月14日(金)**

固定資産税のお知らせ

納期限	第1期	5月31日(金)	第2期	7月31日(水)
	第3期	9月30日(月)	第4期	12月2日(月)

令和6年度 南三陸町納税カレンダー

	町県民税 (普通徴収)	固定資産税	軽自動車税	国民健康保険税 (普通徴収)	後期高齢者 医療保険料 (普通徴収)	介護保険料 (普通徴収)
4月	—	—	全期	第1期(暫定)	—	—
5月	—	第1期	—	—	—	—
6月	第1期	—	—	—	—	—
7月	—	第2期	—	第2期	第1期	第1期
8月	第2期	—	—	第3期	第2期	第2期
9月	—	第3期	—	第4期	第3期	第3期
10月	第3期	—	—	第5期	第4期	第4期
11月	—	第4期	—	第6期	第5期	第5期
12月	—	—	—	第7期	第6期	第6期
1月	第4期	—	—	第8期	第7期	第7期
2月	—	—	—	第9期	第8期	第8期
3月	—	—	—	—	第9期	第9期

町民税務課 税務係 ☎46-1372

\* 今月の税 \*

納め忘れのないよう、早めに準備しましょう！

納付期限  
**5月31日(金)**

口座振替日  
**5月27日(月)**

固定資産税……第1期